

広報

どうし

道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくれます。
- 一、生産に励み豊かな村をつくれます。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め、文化の村をつくれます。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくれます。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくれます。

2005 September 9 月号



2学期がはじまり、3年生の子供達は教室で元気に学級委員を選んでいます。

村長就任挨拶

大田 昌博



このたびの道志村長選挙におきましては、村民の皆様をはじめ各方面からのご支援を賜り初当選をさせていただき、まことにありがとうございます。

もとより微力ではありますが将来に夢を持てるような道志村にしていこうように専心努力いたします所存でありますのでよろしくお願いたします。

さて、いまさら申すまでもなく私たちは大きな時代の変わり目に生きているわけであり、温暖化をはじめとする環境問題、経済におけるグローバルバブルの問題、また

国内では、人口減少社会の到来による縮小型社会への移行、少子高齢化社会の到来、こうした状況の中、道志村が自律し生きていくには非常に厳しい行政運営を迫られているところであり、こうしたことを村民の皆様と共通の認識とし、その上で、村民の皆様との協力を受けながら道志村の福祉向上に努力させていただきたいと思っております。

こうした中で私は次の四点に重点を置きながら進めさせていただきたいと考えております。

- 一、スリムで効率的な行政の推進
- 二、公平公正で偏りのない行政の推進
- 三、情報提供と住民参加型の行政の推進
- 四、地域の自然と文化を大切にしたい村づくりの推進

行政運営については公正公平な立場で臨むことを基本とし、偏りのない民主的で住民参加型でなければならぬと考えています。

また、行政がもつ公平性の上にさらに企業を持つ経営感覚的な視点を加え、厳しい財政の中スリム化し足腰を強化していき、さらに、ハード事業偏重型からソフト事業を多用し知恵を生かした行政、また、切り詰めるべきものは切り詰める一方で、重点的な施策には積極的に投資するメリハリの利いた財政運用が大事だと考えております。

村民の声を村政に反映するため、特殊なものや個人情報に配慮をしつつ情報を共有し、物事に対処したいと思えます。情報の提示により問題の提起や立案、実施や評価といったプロセスの中に村民の皆様が参加でき、声が反映できる仕組みが必要であると考えます。今後予想される財政の圧迫により住民サービスの低下も懸念される中、行政に任ずる部分と住民自らができるものを行っていくという役割分担が必要であろうかと思えます。

住民、企業、NPOや行政がパートナーシップの気持を持って地域を活力あるものにしていくようお願いいたします。

また私は、道志村の個々の施策の核となる部分は、道志村の九割を超える山林とそこにはぐくまれた道志川をはじめとする豊かな自然と長い伝統に培われてきた多様な文化を守り、都市と連携しみんなで支えあうような持続可能な社会であるべきだと思っております。その上で、情報社会型の産業、環境配慮型の公共事業、新しい付加価値をつけた農林業、地域を愛し自然を大事にする教育、生きがいを持つ福祉等村民の皆様が夢を持てるように一歩一歩少しずつ前進するよう努力するつもりであります。村民の皆様には今後ともご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

農業委員会の委員が

決まりました

平成十七年七月十九日任期満了により、新しい農業委員の皆さんが決定となりました。農業委員の皆さんは、農業従事者の中から選挙された委員と、議会推薦による委員とで構成され農地法に基づく農地の売買の許認可、優良農地の確保と有効利用、地域農業の振興などの重要な役割を担います。



新農業委員の皆さんは次の通りです。

選挙による委員 佐藤 隆

(月夜野・大野地区担当)

同 佐藤 昭雄

(久保・大室指地区担当)

同 佐藤 大仁

(大栗・馬場地区担当)

同 山本 義信

(東和出・竹之本地区担当)

同 松岡 住雄

(西和出地区担当)

同 佐藤 秀孝

(川原畑地区担当)

同 佐藤 一彦

(大指・釜之前地区担当)

同 白井 勝光

(東神地・中神地区担当)

同 山口 勝也

(下中山・上中山地区担当)

同 池谷 徳昭

(下善の木・上善の木地区担当)

同 長田 正雄

(川村・板橋地区担当)

同 池谷 好親

(下白井平・上白井平・長又地区担当)

議会推薦による委員 佐藤 茂行

(椿・小善地区担当)

同 佐藤 光

(谷相地区担当)

八月八日の農業委員会において新役員が決定されました。

会長 白井 勝光

職務代理 池谷 徳昭

教育委員会の委員構成が 変わりました

七月二十七日の教育委員会の会議において、教育委員の皆さんは次の構成となりました。

平成十七年八月一日就任

委員長 新津 隆平

職務代理者 中野 恭志

委員 池谷 銀重

委員 佐藤 睦

教育長 大輪 知樹

結核予防週間

9月24日から9月30日までの1週間は、結核予防週間です。

結核は、過去の病気ではありません。平成9年には、これまで減少していた新規発生結核患者数が38年ぶりに、罹患率が43年ぶりに増加に転じ、国は平成11年7月26日に「結核緊急事態」を宣言しました。現在は減少傾向にありますが、再び結核が再興感染症として猛威を振るうことが懸念されています。

結核の主な症状は、風邪の症状と似ています。咳が2週間以上続くときは、結核を疑って必ず医師の診療を受けましょう。又、結核検診を毎年必ず受け、早期発見に努めましょう。

◇問い合わせ先 県健康増進課 TEL 055-223-1494 FAX 055-233-1499

基本健診・がん検診を受けましょう

自分の健康は自分で守る 健康なときこそ健診を受けましょう。

実施日	受付時間	検査項目	場所
9月6日(火)	午前 8:00～11:00	基本健診	唐沢体育館
	午前 8:00～11:00	胃がん検診	"
	午前 8:00～11:00	腹部エコー検診	"
	午前 8:00～11:00	大腸がん検診	"
	午前 8:00～11:00	前立腺がん検診	"

検査料金

検査の種類	健診でわかる病気	検査料	自己負担	村負担
基本健診	高血圧・心臓病、肝臓病等の成人病	8,700	1,000	7,700
胃がん検診	胃、十二指腸潰瘍、ポリープ、炎症、がん等	3,700	500	3,200
大腸がん検診	小・大腸炎症、がん等	1,680	500	1,180
肝がん(超音波エコー)検診	胆のう、肝臓、膵臓等の異常	2,940	500	2,440
前立腺がん検診	前立腺肥大、前立腺がん	1,575	500	1,075

※大腸がん検診 事前に渡された容器に2日間採便して、必ず問診票と一緒に6日の午前11時00分までに唐沢体育館へ届けてください。

※基本健診 がん検診を受診される方は朝食をとらないでください。

乳がん・子宮がん検診を行います！

近年、食生活の欧米化などにより、乳がん、子宮がんが増えています。しかし、早期に発見することで、100%治るともいわれます。必ず年一回の定期検診を受診しましょう。

実施日	場所	時間
9月12日(月)	ほろほろ(和出村)	受付・午後1時30分～2時
9月30日(金)	山光荘(白井平)	診察・午後2時～

対象

乳がん検診 30歳以上の女性
子宮がん検診 20歳以上の女性

費用

乳がん・子宮がん 各500円

※乳がんは視触診+超音波、視触診+マンモグラフィを医師と相談して決めます。また、超音波、マンモグラフィは施設検診ではできません。ぜひこの機会に村内検診を受診してください。

注意事項

当日、受診できない方は施設検診(視触診のみ)をお受けください。役場で施設検診用受診票を受け取り各自、指定の医療機関で受診してください。尚、自己負担金は500円です。

結核・肺がん検診

年1回の検診ですので もれなく受けましょう！！

《胸部レントゲン検診》 9月26日、27日の2日間、別表の時間と場所で行います。
※基本健診の際肺がん検診を受けた方は受けなくて結構です。

《喀たん検診》喀たんの検診の対象者は、喫煙指数400以上の人に限定させていただきます。

喫煙指数＝1日に吸うタバコの本数×吸っている年数

例) 1日タバコ20本以上20年間吸っている人
喀たん検診では、料金500円の自己負担を頂きますのでご了承下さい。

※喀たんは3日間容器に取り9月26日午後5時までに役場へ届けてください。

結核という病気は、いまだに多くの患者の発症・死亡者をだしています。結核は人に感染する病気で、本人だけでなく家族や周囲の人に感染します。近年、病院・事業所・地域等で集団感染をおこしている事例も少なくありません。又、高齢者の患者が増えていることと、抗生物質のきかない結核菌が発生している等の特徴があります。

がせと思っても油断は禁物です！！

こんな症状が2週間以上続いていませんか？
軽い咳やたん、食欲不振、微熱、寝汗、疲れがとれない
体重が減った など

必ず検診を受けましょう

当日 保健師による血圧測定も行います。

健康診断・健康相談に関するお問い合わせは
道志村役場 住民健康課まで TEL 52-2113 山口・宮川

**日本脳炎〈第三期〉
予防接種の廃止について**

日本脳炎に係る定期の予防接種のうち有効性が低いと評価される第三期予防接種（十四歳以上十六歳未満の者）を廃止します。

ご質問、ご不明な点等ありましたら・・・役場 住民健康課まで

ヨガ教室に参加してみませんか

ヨガとは？

体のゆがみを正しい呼吸法と共に改善し心と体を健康的に保ちます。ダイエツト効果を期待できることから、世界的に注目を浴びています。ゆったりとした動きの中でリラックしながらヨガを体験してみませんか。

年齢、性別を問わず募集いたしますので、ぜひご参加ください。

実施予定

平成十七年十月から 毎週月曜日

時間 午後七時から

実施場所 唐沢体育館

自己負担金 一回五〇〇円

申込期限日 九月十六日まで

※動きやすい服装でご参加ください。

参加申込みは 道志村役場

住民健康課 健康福祉係

山口まで

TEL (五二) 二一一三 内線二二〇

結核・肺がん検診実施場所

月日	時 間	集 落 名	場 所
9 月 26 日 (月)	午前 9:30～10:00	長 又	池谷満元さん宅前
	10:00～10:30	白 井 平	山光荘前
	10:30～10:45	板 橋	三光石油前
	10:45～11:15	川村・善之木	池谷直治さん宅前
	11:15～11:30	下 善 之 木	杉本一志さん宅前
	11:30～12:00	上中山・下中山	道の駅前
	12:00～12:15	中 神 地	デイリー前
	12:15～12:30	中 神 地	花水木前
	午後 1:30～1:45	東 神 地	北の勢堂前
	1:45～2:00	東 神 地	横浜スポーツ広場
	2:00～2:30	西 和 出 村	福祉センター
	2:30～3:00	釜 の 前	よろずや前
	3:00～3:15	大 指	佐藤モーターズ前
	3:15～3:40	川 原 畑	宝屋商店前
3:40～4:10	谷 相	佐藤重安さん宅前	
9 月 27 日 (火)	午前 9:00～9:30	西 和 出 村	新津商店前
	9:30～9:50	東 和 出 村	朝日屋商店前
	9:50～10:20	西 和 出 村	福祉センター
	10:20～11:00	竹 之 本	役場前
	11:00～11:30	田 代	オム前
	11:30～11:50	馬 場	集いの家前
	午後 12:50～1:10	大 栗	富士見荘前
	1:10～1:30	小 善 地	樺入り口
	1:30～1:50	樺	樺荘前
	1:50～2:10	大 室 指	佐藤秀男さん宅前
	2:10～2:30	笹 久 根	笹久根バス停前
	2:30～2:50	久 保	久保公民館前
	2:50～3:10	野 原	たんぼぼ前
	3:10～3:30	大 渡	大渡バス停前
3:30～4:00	月 夜 野	つちやあと	

E T Cをご利用される障害者の方への 助成継続について

財団法人道路サービス機構・高速道路お客様サービス促進協議会・高速道路保全技術開発競技会では、障害者の方のE T Cご利用の促進を目的として先着十五万人の方へ車載器購入代金の一部としてお一人当たり1万円の助成を実施しているところです。

先着十五万人到達まで、あとわずかとなりましたが、財団法人道路サービス機構では、障害者の方のE T Cのご利用を促進するため、引き続き平成十七年十一月三十日(当日消印有効)まで、E T C車載器の購入助成を継続することといたしましたので、お知らせします。

この機会に、是非、ノンストップ・キャッシュレス等利便性の向上、料金所での渋滞緩和、沿道環境の改善効果等が期待出来るE T Cをご利用ください。

なお、「助成対象者」・「助成金額」・「助成手続き」につきましては、現行の内容と変更ございません。

【助成概要】

一・申込み期限

平成十七年十一月三十日(水)

【当日消印有効】

二・助成対象者

障害者割引制度の適用を受ける方

(一) 障害者本人運転の場合

身体障害者手帳の交付を受けている全ての身体障害者の方

(二) 介護者運転の場合

重度の身体障害者又は重度の知的障害者の方

※既にE T C車載器をお持ちの方も対象となります。

※お一人様一回限りの助成

三・助成金額 一〇、〇〇〇円/人

四・手続

道志村役場 住民健康課で「E T C車載器購入助成申込書」をお受

取のうえE T C車載器購入助成係に郵送下さい。

おつて、「郵便振替払出証書」が郵送されますので、最寄の郵便局

で助成金一〇、〇〇〇円をお受け取りください。

大月税務署からのお知らせ 改正消費税の個別相談会

★初めての消費税申告!

不明な点、ご心配な点などはありませんか?

大月税務署では、平成十七年分・十八年分から初めて消費税の申告が必要になった方を対象として個別相談会を開催します。

どうぞ、お気軽にご利用ください。

相談会日程

◆日時・場所

○平成十七年十月四日(火)、

十月二十八日(金)

会場 都留文化会館

○相談時間

午前十時～午前十二時

午後一時～午後四時

○相談内容

・消費税全般(簡易課税制度など)

・具体的な計算例

・記帳について

※なお、他会場でも相談会を開催

しております。詳しくは大月税

務署へお問い合わせください。

◆問合せ

大月税務署

個人課税一部門 指導担当

TEL 〇五五四(二二)三一五三

聞こえますか? 子どもからのSOS

児童虐待 通告義務をご存知ですか

平成17年4月1日に児童福祉法の改正がありました。

従来、児童家庭科相談については児童相談所が対応することとされていましたが、児童虐待相談、子育て相談等、緊急性のあるものが急増したために、市町村にその窓口が移管されました。道志村では、虐待だけでなく児童、及び妊産婦等幅広い相談に対応するために専用電話を設置しましたのでお気軽にご利用ください。



TEL 0554-52-1555です。

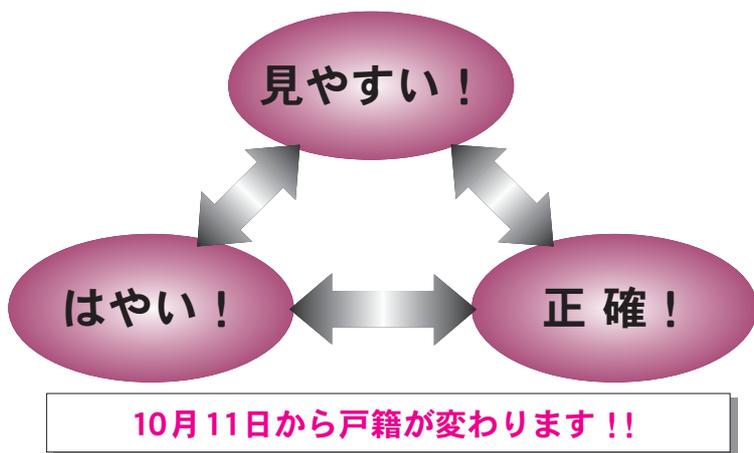
道志村役場 住民健康課 保健師 宮川まで

戸籍事務が コンピュータ化されます

平成六年十二月に戸籍法の一部が改正され、戸籍事務がコンピュータ処理できるようになりました。

道志村では、行政サービスの向上と事務処理の迅速化と正確向上を図るため、平成十七年十月十一日(火)(改製日十月八日)から実施する予定です。

◆お問合せ 道志村役場 住民健康課 TEL(五二)二二二二三



戸籍の改製について

日本では、明治四年に戸籍法が制定され、これまでに何回かの法改正を経てきましたが、今回の法改正により、戸籍の新時代が来たといえるでしょう。

現在、道志村の戸籍数は、平成十七年四月現在、約一、二〇〇戸籍あり、この全戸籍が今回の戸籍改製の対象となっています。

なお、住所が道志村であっても本籍地が道志村にない方は対象ではありません。

戸籍事務をコンピュータ処理するとどうなるの？

●戸籍の届出が正確に速く処理され、届出から証明書の発行迄の時間が

短縮されます。

●現在の和紙原本から磁気原本に変わりますので、帳簿類がブックレシ化されプライバシーの保護が強化されます。

●戸籍の謄本・抄本は、今までの縦書き文書形式から横書きの項目化された、非常に見やすいものになります。

今までの戸籍はどうなるの？

これまで使用した戸籍は「改製原戸籍」(コンピュータ化へ改製された原本戸籍)として、役場に一〇〇年間保存されます。

もし、「改製原戸籍」の証明が必要になった場合は、今までどおり申請することにより交付が受けられます。

使用される文字は？

戸籍に記載されている氏・名で使用されている文字が、「誤字(書き間違えたまま使用されている文字で正しい字形でないもの)」の場合、

漢和辞典などに挙げられている正字と俗字(法務省で定められている文字)に改められます。戸籍中の氏・名に誤字が含まれている方には、今後、村から通知致します。

戸籍のQ&A

Q 戸籍って何？

A 戸籍は日本人の一人一人の身分関係(夫婦、親子、兄弟、姉妹など)を記載した公簿です。

Q どんな内容が載っているの？

A 本籍・筆頭者・父母の氏名・父母との続柄・氏名・生年月日・出生などの事項が記載されています。

Q 筆頭者と世帯主は同じ？

A 筆頭者は戸籍の冒頭に記載された人です。現在の戸籍法では親・子・孫三代に渡る戸籍は禁止されていますので、祖父母と孫が同じ戸籍に入ることはありません。また、世帯主とは一つ屋根の下で住み、生計を共にする人たちの代表者です。

Q 戸籍謄本と戸籍抄本は違うの？

A 戸籍謄本とは、その戸籍に記載されている全員を書き移したもので、戸籍抄本はその一部を抜き、書き移したものです。

従来

本籍	山梨県南都留郡道志村六千八百八十一番地	氏名	道志太郎
昭和参拾八年四月式日山梨県南都留郡道志村で出生同月八日父届出入	昭和参拾八年四月式日山梨県南都留郡道志村で出生同月五日父届出入籍	父	道志一郎
平成元年八月参拾日富士桃子と婚姻届出山梨県南都留郡道志村一番地	平成元年八月参拾日道志太郎と婚姻届出山梨県都留市上谷一丁目百番	母	富士次郎
道志一郎戸籍から入籍	富士次郎戸籍から入籍	妻	桃子
夫	父	夫	父
太郎	富士次郎	太郎	富士次郎
男	長	女	長
出生	出生	出生	出生
昭和参拾八年四月式日	昭和参拾八年四月式日	昭和参拾八年四月式日	昭和参拾八年四月式日

旧戸籍謄本と 新戸籍謄本の違い

新

(1の1) 全部事項証明

本籍氏名	山梨県南都留郡道志村6181番地 道志太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】 平成17年10月8日 【改製事由】 平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	<p>【名】 太郎 【配偶者区分】 夫</p> <p>【生年月日】 昭和38年4月2日 【父】 道志一郎 【母】 道志富士 【続柄】 長男</p> <p>【出生日】 昭和38年4月2日 【出生地】 山梨県南都留郡道志村 【届出日】 昭和38年4月8日 【届出人】 父</p> <p>【婚姻日】 平成元年8月30日 【配偶者氏名】 富士桃子 【従前戸籍】 山梨県南都留郡道志村1番地 道志一郎</p>
戸籍に記録されている者	<p>【名】 桃子 【配偶者区分】 妻</p> <p>【生年月日】 昭和40年3月3日 【父】 富士次郎 【母】 富士花子 【続柄】 長女</p> <p>【出生日】 昭和40年3月3日 【出生地】 山梨県都留市 【届出日】 昭和40年3月5日 【届出人】 父</p> <p>【婚姻日】 平成元年8月30日 【配偶者氏名】 道志太郎 【従前戸籍】 山梨県都留市上谷一丁目100番 富士次郎</p>

以下余白

発行番号 00000001
これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
平成17年10月11日
山梨県南都留郡道志村長 ○○○○ **職印**

- 戸籍の謄本や抄本などの名称・書式が変わります
- 漢数字も算用数字になりますので、読みやすくわかりやすい戸籍になります。
- 今まで朱色で押印されていた職印は、コンピュータ用の電子印（黒色の印）に変わります。これに伴い、証明書の用紙には、複写機による偽造を防止するための特殊な用紙（地紋紙）を使用
- 戸籍謄本・抄本の名称が変わり、戸籍謄本（全部の証明）は「全部事項証明書」に、戸籍抄本（一部の証明）は「個人事項証明書」になります。
- 戸籍謄本・抄本（全部・一部事項証明書）の様式が左表のように変わります。

戸籍証明書の新旧対照表

	変更前	変更後
名称	戸籍謄本	戸籍の全部事項証明書
	戸籍抄本	戸籍の個人事項証明書
様式	B4判横長	A4判縦長
書式	文章体縦書き	項目別横書き
用紙	白紙	複写防止用紙
公印	朱肉印	黒色の公印（電子印）